

税務相談会のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。
本年度も商工会各支所では税理士を招聘して税務相談会
(決算・所得税・消費税ほか税務全般)を開催いたします。
ご希望の方は商工会各支所までお申し込み下さい。
支所によって日程・時間帯が違いますのでご注意下さい。

相談時 ご持参いただくもの

- 前年度(平成27年)の申告書・決算書
- 税務署から送付された平成28年の決算書・申告書・消費税申告書(対象者のみ)
- 年金受給・給与所得がある方 それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書 国民健康保険料、国民年金、国民年金基金、健康保険、厚生年金
- 減価償却資産 建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品
で平成28年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの～取得価格・下取り価格が確認できる契約書
- 各種証明書 生命保険証明書(一般生命・介護医療・個人年金)、地震保険証明書、
小規模企業共済証明書



下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625

豊北町支所 083-782-0147

豊田町支所 083-766-1119

菊川町支所 083-287-0204

会報

下関市商工会 083-772-0625

第25号

発行日
平成28年12月28日



目次

■年末のご挨拶 会長 杉井幸太郎	1
■会員親睦交流会の ご案内	
■共済制度 商工貯蓄共済 小規模企業共済	2
■労働情報 山口県の最低賃金 山口労働局メール マガジンのお知らせ	3
■税務相談会の お知らせ ■会員事業所情報 提供のご案内	4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に3回の会報発行を予定しています。

年末のご挨拶

会長 杉井 幸太郎

今年を振り返ってみると、色々ありました。今年の干支は、申年(サル)です。申の意味は、「伸ばす」を言い、果実が成熟して固くなっていく状態を表すとされています。それで、サルだけに臨機応変に一年を過ごして行こうと始めました。マイナンバー制度の利用が開始しました。日銀が新たな追加緩和政策を決定し、マイナス金利政策。2月には、TPP協定文書署名。4月には、平成28年熊本地震が発生し、日本全体が、低迷した時期でもありそして防災への関心が高まりました。復興が進むことを願います。

5月には、伊勢志摩サミットが開催され、オバマ大統領が広島訪問をし、「核兵器なき世界」を目指すとの演説をしました。6月には、18歳選挙権が施行され新たに有権者が240万人増えました。7月には、第24回参議院議員選挙、東京都知事選挙が、投開票されました。天皇陛下が、生前退位の意向を示された事が発表されました。8月開催のリオ五輪で日本代表選手の活躍で国民が感動し、閉会式での安倍首相のサプライズ登場もありました。10月には、阿蘇山で爆発的な噴火、島根県で震度6弱の地震が発生しました。11月に日経トレンディから2016年のヒット商品ベスト30が発表され今年一番ヒットしたのは、ポケモンGOでした。日本だけでなく、世界中で超話題になったゲームです。米国の大統領選挙、共和党のトランプ氏が、勝利で世界中に衝撃を与えました。12月には、ロシアのプーチン大統領が来日し、長門市で安倍首相と首脳会談を行いました。

来年の干支は、「酉年(とりどし)」です。酉年は、商売繁盛に繋がると考えられています。酉(トリ)は「取り込む」に繋がると言われ、そこから運氣もお客も取り込めるというものです。また由来に、果実が極限まで熟した状態というものが、酉年だと言われています。すべてにおいて成熟し、大成する事を願います。

同封しております新年1月27日の会員親睦交流会のご案内ですが、会員が一堂に会する絶好の機会です。積極的なご参加をお待ちしています。

最後になりましたが、会員皆様、ご家族皆様のご健康・ご多幸を祈念し年末のご挨拶とさせていただきます。

では、皆様良い年をお迎え下さい。

下関市商工会 会員親睦交流会

平成29年 1月27日(金) 12:00～

豊浦町 川棚グランドホテルお多福

平成29年1月10日(火)より各支所で受け付けます。(先着200名)
詳細は、別紙または各支所へお問い合わせ下さい。

◆◆◆ 相談会日程(予定) ◆◆◆

- 豊田町支所：平成29年 2月22日(水) 午後2時～午後4時
- 豊浦町支所：平成29年 3月 1日(水) 午後2時～午後4時
- 菊川町支所：平成29年 3月 2日(木) 午後2時～午後4時
- 豊北町支所：平成29年 3月 2日(木) 午後1時～午後3時

・・・詳細は各支所にお問い合わせ下さい・・・

● 会員事業所情報 提供のご案内 ●

会員皆さんのチラシやパンフレット等を「商工会報」発行時に配布いたします。

- 配布するチラシ等は、事業所にてご用意下さい。
- 配布先は、下関市商工会 全会員事業所です。(約1,100枚)
- 年3回の「商工会報」発行時のみの配布(受付)となります。
- 詳細は各支所へお問い合わせ下さい。

商工貯蓄共済

安くて安心！商工会員だけのお得な共済

月額 1口 2,000円

商工貯蓄共済制度は、山口県商工会連合会が国の承認を得て実施しているもので、ひとつの掛金で「貯蓄」「融資」「保障」＋「医療保障（貯蓄共済に加入されている方のみ加入できます。別掛金）」の4つの備えが出来る中小企業者のための共済制度で、会員の皆様の福利厚生の実、健全経営のための有効な資金活用を目的として各市町村の商工会が運営しています。



小規模企業共済

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

平成28年4月からの小規模企業共済制度改正について

平成28年4月1日に「中小企業における経営の継承の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第61号）が施行されたことに伴い、小規模企業共済制度が以下の通り改正されました。
また、あわせて、小規模企業共済制度の契約者貸付制度も拡充されました。

制度改正のポイント

各種お手続きが便利になりました！
※「加入申込手続き 掛金増額手続き 掛金減額手続き など」

共同経営者が独立後も共済契約を継続できるようになりました！

一定の共済事由について受け取れる共済金額がUPしました！

共済金を受け取れる遺族の範囲が広がりました！

契約者貸付制度が拡充されました！



山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用になります。
使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできませんのでご注意下さい。

最低賃金の名称	最低賃金	効力発生の日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	1時間		
山口県最低賃金	753円	28.10.1	

最低賃金の名称	最低賃金	効力発生の日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	
	1時間		適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
特定（産業別）最低賃金	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	890円	◇高炉による製鉄業 ◇非鉄金属素形材製造業のうちの非鉄金属鍛造品製造業	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ◇倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	815円	◇自動車用ワイヤハーネス製造業 ◇民生用電気機械器具製造業 ◇医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ◇手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
	輸送用機械器具製造業	858円	◇航空機・同附属品製造業 ◇産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ◇その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかきめ、簡易な組立、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ◇手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ◇手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
	百貨店、総合スーパー	779円		◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

山口労働局メールマガジンのお知らせ

山口労働局では、平成28年10月より労働行政や労務管理に関する新着情報、各労働基準監督署・ハローワークが開催するイベント情報、統計情報などを皆様にお届けするメールマガジンを毎月1回定期的に配信しています。

登録方法は、山口労働局ホームページ（<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）にアクセスし、「山口労働局メールマガジン」のページから「新規登録」をクリックし、登録画面で配信先のメールアドレスを入力してください。

お問い合わせ先：山口労働局雇用環境・均等室（電話：083－995－0390）